

飯山市過疎地域持続的発展計画概要版

【本計画の策定趣旨】

長野県が定めた「過疎地域持続的発展方針」に基づき、過疎地域の振興のための目標や対策を示すとともに、目標達成に向けた事業の円滑的な実施を図るため、市町村においては、「過疎地域持続的発展市町村計画」を策定することとされています。当市においても本計画を策定し、持続的な発展を目指すため、地域の活性化に向けた取り組みを推進します。

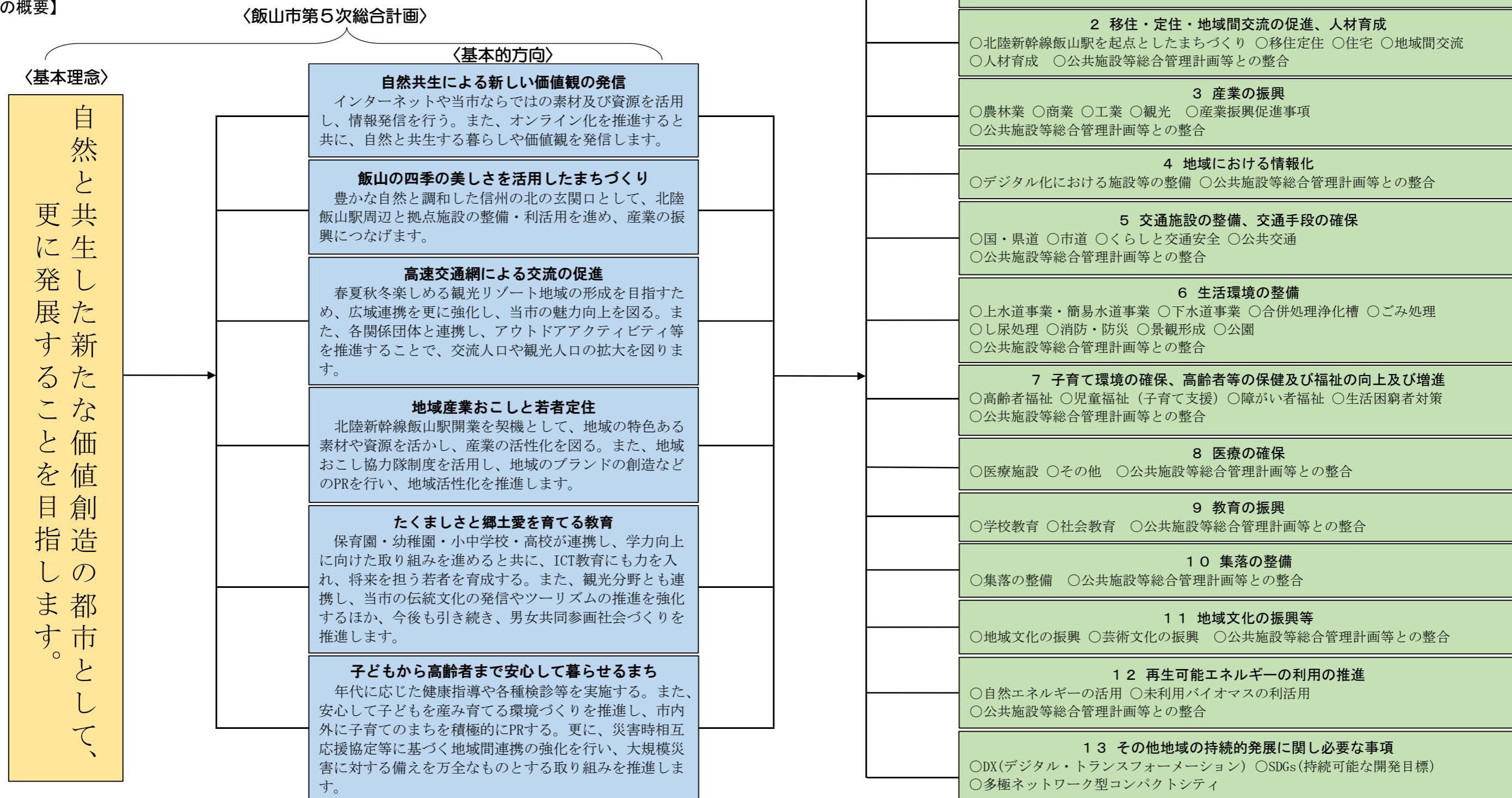
【これまでの計画からの主な変更点】

- これまでの項目に加えて、新たに「人材確保・育成」、「情報通信技術の活用」、「再生エネルギーの利用推進」の項目が追加となりました。（新過疎法第4条）
- 各項目に、「公共施設等総合管理計画」との整合が追加となりました。（新過疎法第8条第6項）
- 各項目に、目標の設定が追加となりました。（新過疎法第8条第2項第2号）
- 産業の振興の項目に、「産業振興促進事項」が追加となりました。（新過疎法第8条第4項）

【本計画の期間】

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

【本計画の概要】



【事業計画(令和3年度～令和7年度)※ハード事業については黒字、ソフト事業については赤字としています。また、直近の3カ年実施計画には無く、今回の過疎計画で新規で追加した事業については青字にしています。】

1 基本的な事項	
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
①	若者住宅整備事業
②	飯山市移住定住促進住宅整備事業
③	市営住宅整備事業
④	住宅耐震対策事業
⑤	住宅屋根克雪化事業
⑥	移住・定住推進事業
⑦	さわやか婚活応援事業
⑧	定住支援事業
⑨	移住支援事業
⑩	結婚新生活支援事業
⑪	飯山市企業誘致・移住支援事業
3 産業の振興	
①	起業支援ネットワーク推進事業
②	道の駅拡張整備事業
③	桜広場交流施設拡張整備事業
④	まち並整備事業
⑤	都市公園等施設整備事業
⑥	観光施設整備事業
⑦	都市計画環境整備事業
⑧	かわまちづくり事業
⑨	自転車活用推進事業
⑩	協働のもりづくり事業
4 地域における情報化	
①	CATV整備事業

5 交通施設の整備、交通手段の確保	
①	市道舗装修繕事業
②	交付金道路新設・改良事業
③	市道改良事業
④	橋りょう整備事業
⑤	除雪機械整備事業
⑥	市道舗装修繕事業
6 生活環境の整備	
①	下水道施設（雨水）耐水化事業
②	下水道施設（汚水）耐水化事業
③	市単公共下水道事業（飯山市）
④	公共下水道ストックマネジメント事業
⑤	公共下水道耐震化事業
⑥	公共下水道市街地雨水排水対策事業
⑦	城山雨水排水ポンプ場整備事業
⑧	農業集落排水公共編入事業
⑨	農業集落排水特環編入事業
⑩	特環ストックマネジメント事業
⑪	エコパーク寒川基幹的設備改良事業（飯山市負担分）
⑫	岳北広域負担金（消防費）
⑬	消防防災施設整備事業
⑭	防災・減災対策事業
⑮	防災対策整備事業
⑯	流域治水対策推進事業
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
①	北部児童センター（仮称）
②	医療給付事業
8 医療の確保	
①	無医地区出張診療所事業
②	地域中核医療機関支援事業
③	地域中核医療機関支援事業（医療機器支援）
9 教育の振興	
①	新たな小学校づくり事業
②	小学校施設リニューアル整備事業
③	中学校施設整備事業
④	スクールバス整備事業
⑤	体育施設整備事業
⑥	第82回国民スポーツ大会（カヌー（スプリント）競技・スキー競技）開催事業
⑦	図書館環境整備事業
⑧	学力向上総合対策事業
⑨	ジュニアスポーツ振興事業
⑩	小中学校ICT教育推進事業
⑪	小中連携教育推進事業
10 集落の整備	
①	持続可能な集落活動事業
②	輝く地域づくり支援事業
11 地域文化の振興等	
①	飯山城址整備事業
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
①	自然エネルギー活用事業
②	生活排水系汚泥・未利用バイオマス利活用事業
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
①	飯山市DX推進事業